

認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)
重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(鯖江市指定 第1890700022号)

R6年6月1日現在

1. 事業の目的と運営方針

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

この目的に沿って当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

2. 事業者の内容

事業所名	グループホーム おしどり
指定番号	1890700022
所在地	鯖江市別司町41-30
管理者の氏名	塚崎 孝博
電話番号	0778-65-3120
FAX 番号	0778-65-3121

(1) サービスを提供する地域 鯖江市 東部地区

(2) 事業所の従業者体制

	職務の内容	常勤	非常勤	合計
管理者	業務及び職員の管理	1名	—	1名(兼)
計画作成者	介護計画の作成	2名	—	2名(兼)
(内、介護支援専門員)		(1名以上)	—	(1名以上)(兼)
介護従事者	利用者の介護			10名以上(兼)

(3) 利用定員及び営業時間帯

定員	3名
営業時間	9:00～18:00
サービス提供時間	9:30～17:15

(4) 設備の概要

○食堂

利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす等の備品類を備えています。

○浴室

浴室には、利用者が利用しやすい浴槽を設けています。

○その他の設備

設備としてその他に、台所等の設備を設けています。

3. サービスの内容

- ① 送迎 送迎車により、事業所と自宅との間を送迎します。
- ② 食事 身体状況に配慮して食事の提供、介助をします。
- ③ 入浴 見守りや直接介助により、入浴を提供します。
- ④ 排泄 利用者の状況に応じ適切な介助を行います。
- ⑤ 生活相談 事業所の従業員はもとより、関係機関等と連絡調整し生活の向上に努めます。
- ⑥ レクリエーション 併施設において実施する行事等に参加することができます。
- ⑦ その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

4. 協力医療機関

事業者は下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

斎藤病院

鯖江市中野町6-1-1

なお、緊急の場合には、下記の連絡先に連絡します。

・緊急連絡先

氏名	続柄
住所	電話番号

・主治医

病院または診療所名	医師名
住所	電話番号

5. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□介護報酬告示額

(1) 基本料金 (1日につき)

介護区分	利用料 (8時間以上9時間未満)			利用料 (7時間以上8時間未満)		
	介護保険負担割合 1割	介護保険負担割合 2割	介護保険負担割合 3割	介護保険負担割合 1割	介護保険負担割合 2割	介護保険負担割合 3割
要支援1	500円	1,000円	1,500円	484円	968円	1,452円
要支援2	529円	1,058円	1,587円	513円	1,026円	1,539円
要介護1	540円	1,080円	1,620円	523円	1,046円	1,569円
要介護2	559円	1,118円	1,677円	542円	1,084円	1,626円
要介護3	578円	1,156円	1,734円	560円	1,120円	1,680円
要介護4	597円	1,194円	1,791円	578円	1,156円	1,734円
要介護5	618円	1,236円	1,854円	598円	1,196円	1,794円

介護区分	利用料 (6時間以上7時間未満)			利用料 (5時間以上6時間未満)		
	介護保険負担割合 1割	介護保険負担割合 2割	介護保険負担割合 3割	介護保険負担割合 1割	介護保険負担割合 2割	介護保険負担割合 3割
要支援1	424円	848円	1,272円	413円	826円	1,239円
要支援2	447円	894円	1,341円	436円	872円	1,308円
要介護1	457円	914円	1,371円	445円	890円	1,335円
要介護2	472円	944円	1,416円	460円	920円	1,380円
要介護3	489円	978円	1,467円	477円	954円	1,431円
要介護4	506円	1,012円	1,518円	493円	986円	1,479円
要介護5	522円	1,044円	1,566円	510円	1,020円	1,530円

介護区分	利用料 (4時間以上5時間未満)			利用料 (3時間以上4時間未満)		
	介護保険負担割合 1割	介護保険負担割合 2割	介護保険負担割合 3割	介護保険負担割合 1割	介護保険負担割合 2割	介護保険負担割合 3割
要支援1	260円	520円	780円	248円	496円	744円
要支援2	274円	548円	822円	262円	524円	786円
要介護1	279円	558円	837円	267円	534円	801円
要介護2	290円	580円	870円	277円	554円	831円
要介護3	299円	598円	897円	286円	572円	858円
要介護4	309円	618円	927円	295円	590円	885円
要介護5	319円	638円	957円	305円	610円	915円

(注) 心身の状況その他ご利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難な場合に限ります。

*なおやむを得ずサービス提供時間が短くなった場合においても当初の計画上の単位

数を算定させていただきます。

- ・当日の利用者の体調不良等の心身の状況により、やむを得ず短くなった場合
- ・降雪等の急な気象状況の悪化等により、やむを得ず、送迎に平時よりも時間を要し、サービス提供時間内に影響が生じた場合

(2) 加算料金等 (要支援・要介護)

〔加算項目〕	介護保険負担割合	介護保険負担割合	介護保険負担割合
	1割	2割	3割
入浴加算 (Ⅰ)	40円/日	80円/日	120円/日
若年性認知症利用者受入加算	60円/日	120円/日	180円/日
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18円/日	36円/日	54円/日
科学的介護推進体制加算	40円/月	80円/月	120円/月
延長加算 (8時間以上9時間未満の公示額に 対して、1時間につき)	50円	100円	150円
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	1ヶ月あたりの基本料金、加算料金の合計に対し18,1%算定		

□その他の費用

- (1) 食材料費 1食 565円

※当日8時以降に利用中止となった場合には、食費の請求をさせていただきます。

- (2) おやつ代 1日 50円

- (3) おむつ代 リハビリパンツ 100円/枚 紙オムツ 130円/枚
尿とりパッド【小】30円/枚【大】60円/枚

- (4) 連絡帳代 1冊 50円

- (5) マスク代 1枚 15円

- (6) クラブ活動材料費 実費

- (7) 野外行事参加費 実費

- (8) その他立替費用 実費

6. 利用料金の支払い

- ① 5に定める利用料金は1ヶ月ごとに計算し、合計額を現金または口座引き落としの方法で月末までにお支払い下さい。
- ② 支払いを受けた時は、領収書を発行します。(領収書の再発行は致しませんのでご注意下さい。)

7. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者又は利用者代理人、その家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報下さい。
- ② 風邪等病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ③ 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、入浴の中止等をする場合があります。
- ④ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家

族に連絡の上、お迎えをお願いすることがあります。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

- ⑤ 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際は、必ず従業者に声をかけて下さい。
- ⑥ 故意に施設もしくは物品に損害を与えない。又は、これを持ち出さない。
- ⑦ 他利用者様やスタッフ等に対して暴力行為、またセクシャルハラスメントやパワーハラスメントなどの行為があった場合、サービスを中止させていただくことがあります。
- ⑧ 事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮下さい。
- ⑨ 従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ⑩ お弁当の持込はご希望により応じておりますが、持込まれた弁当等の管理や衛生面、及びこれに関わる事故（食中毒）につきましては、責任を負いかねますのでご了承下さい。

8. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

9. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

11. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保守します。また退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

12. 利用者の尊厳

利用者の人権、プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

13. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：塚崎 孝博

ご利用時間：月～土曜日 9時～18時

ご利用方法：電話 0778-65-3120

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

鯖江市役所 長寿福祉課

鯖江市西山町13-1

電話番号 0778-53-2218

受付時間 9時～17時（土日、祝日を除く）

福井県国民健康保険団体連合会

福井市西開発4丁目202-1 福井県自治会館4F

電話番号 0776-57-1614

福井県社会福祉協議会 運営適正化委員会

福井市光陽2-3-22

電話番号 0776-24-2347

14. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、施設は速やかにその損害を賠償します。ただし、損害の発生について利用者に故意または過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

15. 運営推進会議の設置

当事業所のサービスの提供にあたり、サービス提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価・要望・助言を受けるため、下記の通り運営推進会議を設置しています。

- ・運営推進会議の目的…認知症対応型通所介護に関して、通いサービス・宿泊サービス・訪問サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議の委員から評価・要望・助言等を受けサービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置し、より地域に開かれた事業所となることを目的とします。

- ・委員の構成…ご利用者家族、地域住民の代表、鯖江市地域包括支援センター職員、サービスに知見を有する方他

- ・開催時期…おおむね2か月に1回

以下に定める条件のとおり、当事業所では、利用者本人及び身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、又は収集することをお約束いたします。

1. 利用期間 介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の更新、変更のため。
- (2) ご利用に関わる介護計画（ケアプラン）・個別機能訓練計画を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため。
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため。
- (4) 利用者が医療サービスの利用を希望している場合、及び主治医等の意見を求める必要がある場合。
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため。
- (6) 行政からの要請などに応える場合。
- (7) その他サービス提供で必要な場合。
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合。

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外には決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

4. 肖像権及び施設内におけるボランティア・実習生との交流

- (1) 事業所においてはその性格上、他利用者のご家族、見学者、施設管理に関する業者等の施設への出入りがあります。
- (2) 当法人では、ホームページ・インスタグラム等にて、利用者の皆様の日常の様子を関係方面にお知らせしております。その場合、利用者のお写真を掲載させていただく場合があります。
- (3) 当法人では、各種資格取得を目指す学生等の実習を行う場として施設を提供しております。この実習への情報提供及び実習生による介助を提供する場合があります。

事業所利用時のリスク説明書

当事業所では、利用者に快適な生活を過ごして頂きたく、安全な環境作りに努めています
が、利用者の健康状態や病気に伴う様々な症状、あるいは日常生活の中で予期せぬ危険性が
生じる事を十分ご理解下さい。

1. 事業所の健康管理体制

- ①当事業所は生活の場であり、病院と同じような治療はできません。
- ②利用者の病状が急に悪化した場合、当事業所の看護師等スタッフの判断で緊急に病院へ
搬送を行う場合があります。

2. 予測される危険性

- ①身体拘束は原則として行わないため、転倒・転落による事故の可能性があります。例え
ば、歩行時の転倒、ベッドや椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れが
あります。
- ②高齢者の骨はもろく寝返りや、咳やくしゃみ等でも容易に骨折する恐れがあります。
- ③常用薬の使用により、出血、血圧や血糖値の変動が生じやすくなる場合があります。
- ④高齢者の皮膚は弱く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- ⑤高齢者の血管は脆く、軽度の打撲であっても、皮下出血がしやすい状態にあります。
- ⑥加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下し、誤嚥・誤飲・窒息の危
険性が高い状態にあります。
- ⑦義歯を遺失したり、場合により飲み込まれる事もあります。また、開口を拒まれる場合
は、口腔清掃が不十分になることがあります。
- ⑧高齢者であることにより脳や心臓の疾患等で、急変して急死・突然死される場合もあ
ります。
- ⑨事業所を利用の際、指輪等は外しておいて下さい。紛失、欠損等について責任を負いか
ねます。

※当事業所スタッフ一同、上記危険性を十分把握し努めて参りますので、ご理解頂きたい
と思います。

通所介護の利用にあたり、利用者または代理人に対して本書面に基づき重要事項及び各事項の説明を行いましたので、署名・押印の上、各自保有するものとします。

氏名 印（続柄 ）